福利厚生施設の明細　（法第701条の34第3項第26号該当分）

氏名又は名称	

事業所等の名称	施設の名称	福利厚生施設の床面積	備考
		㎡	
合計			

記載上の注意

1　施設の名称は食堂，売店，娯楽室等具体的に記載し，面積もそれぞれ個別に記入してください。
2　一般的な福利厚生施設としては，上記の他に体育館，診療室，理髪室，保養所，寮等が含まれます。
3　更衣室，浴室，休憩室，仮眠室又は喫煙室等で，事業活動上必要なものは非課税に該当しないので特に注意してください。